

24水港第1518号
平成24年7月11日

岩手県 漁港漁場・海岸・災害・漁村担当主務課長 殿
宮城県 漁港漁場・海岸・災害・漁村担当主務課長 殿
福島県 漁港漁場・海岸・災害・漁村担当主務課長 殿

水産庁漁港漁場整備部
整備課長
防災漁村課長

東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について

東日本大震災の被災地域における復興事業等の円滑な実施に資するため、「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」（平成23年4月28日法律第61号）に基づき水産庁が実施する工事の積算方法等については、これまでの取組に加え、別紙の試行を進めることとしたので、参考として通知する。

なお、貴管下の政令指定都市を含む関係市町村に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について

1. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

(1)趣旨

被災三県においては、復興事業等の実施に伴って一部の建設資材の逼迫が生じつつあり、通常は地域内から調達している石材等の建設資材についても、安定的に確保するために場合によっては遠隔地から調達せざるを得なくなることが想定される。

このため、被災三県においては、復興事業など地域内の工事を円滑に実施するために、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行う。

(2)対象工事

- イ. 被災三県において、平成24年7月12日以降に、入札契約手続きを開始する工事
- ロ. 被災三県において、平成24年7月11日時点で、入札契約手続き中若しくは契約中の工事

(3)設計変更対象項目

通常、地域内から調達する石材、土砂、仮設材等の建設資材の購入、輸送費等の調達に要する費用及び通常、特定の所在地から調達する仮設材の輸送費等の調達に要する費用。

(4)主な手続き

- ① (2)イ. の工事においては、特記仕様書に以下の記載例を参考に、本試行の対象であることを記載する。また、(2)ロ. の工事についても、入札契約手続き中の工事については契約後、契約中の工事については本通知受領後すみやかに、受注者に以下の記載例に示す内容について指示を行う。

記載例1)

次の資材については、表-1のとおり、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するとともに、その費用については、監督職員と協議の上、設計変更することとする。

記載例)

表-1:資材の調達地域等

資材名	規格	調達地域等	
捨石	0~200kg	〇〇地区	
土砂		〇〇地区	
仮設材(鋼矢板)	IV型	〇〇市	
生コンクリート		〇〇市	上部コンクリート

記載例2)

次の資材については、安定的な確保を図るために、表-2のとおり、以下の調達地域等からそれぞれの数量を調達することを想定しているが、需給状況(調達地域、数量等)等に変動が生じ、これによりがたい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。なお、購入及び輸送等に要した費用については、監督職員と協議の上、設計変更することとするが、必要に応じ、証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとする。

記載例)

表-2:資材の調達地域等及び数量

資材名	規格	調達地域等	数量	備考
捨石	0~200kg	宮古地区	300,000m ³	
		北海道〇〇市	100,000m ³	
仮設材(鋼矢板)	IV型	仙台市	10,000t	
生コンクリート		現場練り	1,000m ³	上部コンクリート

- ② 受注者は、(2)イ.の工事にあつては当初契約締結後において、(2)ロ.の工事にあつては監督職員からの指示後において、安定的な確保を図るために、建設資材を当該地域以外から調達せざるを得なくなった場合には、事前に監督職員と協議する。
- ③ 事前協議した建設資材の調達に係る支出実績を踏まえて設計変更する場合は、最終精算変更時点において、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議する。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

2. 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1)趣旨

被災三県で実施される工事については、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」(平成24年3月2日付23水港第2651号)により、「現場労働者に係る「宿泊費」、「労働者の輸送に要する費用」、「募集及び解散に要する費用」について漁港漁場関係工事積算基準による積算では乖離が生じることが想定されることから、

共通仮設費(率分)及び現場管理費率に補正係数を乗じる」としている。今後の復興事業の本格化に伴って労務市場がひっ迫し、地域外からの労働者確保が更に必要になる場合が想定されることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる費用について設計変更を行う。

(2) 対象工事の範囲

- イ. 被災三県において、平成24年7月12日以降に、入札契約手続きを開始する工事
- ロ. 被災三県において、平成24年7月11日時点で、入札契約手続き中若しくは契約中の工事

(3) 設計変更の対象項目

「漁港漁場関係工事積算基準」の第1部第1章2節「積算の通則」における下記1)～5)の項目(以下「実績変更対象額」という)。

- 1) 3-2-1 9) 営繕費 ② 労働者の輸送に要する費用
- 2) 3-2-1 9) 営繕費 ① 現場事務所、試験室、労務者宿舎、倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用のうち『宿泊費』
- 3) 3-2-1 9) 営繕費 ③ 営繕等に係る土地・建物の借上げに要する費用のうち『借上費』
- 4) 3-2-2 1) 労務管理費 ① 募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当を含む)
- 5) 3-2-2 1) 労務管理費 ④ 賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(4) 主な手続き

1) (2)イの工事の場合

- ① 入札公告及び入札説明書に、以下の記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載し、周知する。

<入札公告・入札説明書への記載例>

本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象額」という。)について、漁港漁場関係工事積算基準に基づき算出した費用に「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」(平成24年3月2日付23水港第2651号)に基づく補正係数を乗じて計上しているが、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、漁港漁場関係工事積算基準に基づき算出した費用に「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」(平成24年3月2日付23水港第2651号)に基づく補正係数を乗じた金額相当では適正な工事の実施

が困難になった場合は、実績変更対象額の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者の輸送に要する費用、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

② 特記仕様書に、以下の記載例を参考に、本試行の対象工事であることを記載する。

<特記仕様書への記載例>

8-〇 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行

- 1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象額」という。)について、漁港漁場関係工事積算基準に基づき算出した費用に「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」(平成24年3月2日付23水港第2651号)に基づく補正係数を乗じて計上しているが、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、漁港漁場関係工事積算基準に基づき算出した費用に「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」(平成24年3月2日付23水港第2651号)に基づく補正係数を乗じた金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象額の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者の輸送に要する費用、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計図書に基づき有効数字2桁(3桁目又は小数3桁目以下切捨)の百分率で表示した工事費構成書(様式1)にて予定価格に対する実績変更対象額の割合を提示するものとする。
- 3) 受注者は、当初契約締結後速やかに、2)で示された割合を参考にして実績変更対象額に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式2)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 4) 最終精算変更時点において、実績変更対象額の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書(様式3)及び実績変更対象額に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

る。

- 5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、漁港漁場関係工事積算基準に基づき算出した費用に「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」(平成24年3月2日付23水港第2651号)に基づく補正係数を乗じた額から実施計画書(様式2)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、漁港漁場関係工事積算基準に基づき算出した費用に「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」(平成24年3月2日付23水港第2651号)に基づく補正係数を乗じた額から実施計画書(様式2)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- 7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

③ 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は、数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計図書に基づき有効数字2桁(3桁目又は小数3桁目以下切捨)の百分率で表示した工事費構成書(様式1)にて予定価格に対する実績変更対象額の割合を提示する。

④ 受注者は、当初契約締結後速やかに、③により発注者から示された割合を参考にして実績変更対象額に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式2)を作成し、監督職員に提出する。

⑤ 最終精算変更時点において、実績変更対象額の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書(様式3)及び実績変更対象額に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議する。

なお、受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

⑥ 実績変更対象額の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、

漁港漁場関係工事積算基準に基づき算出した費用に「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」(平成24年3月2日付23水港第2651号)に基づく補正係数を乗じた額から実施計画書(様式2)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、漁港漁場関係工事積算基準に基づき算出した費用に「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」(平成24年3月2日付23水港第2651号)に基づく補正係数を乗じた額から実施計画書(様式2)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行う。

⑦ 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

⑧ 疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。

2) (2)ロ. の工事の場合

① 発注者は、入札契約手続き中の工事については契約後、契約中の工事については本通知の受領後すみやかに、1)②の内容について指示を行うとともに、通知後10日以内に工事費構成書にて予定価格に対する実績変更対象費の割合を提示する。

② 受注者は、設計変更に関する試行の対象工事とする場合、①の発注者からの通知後すみやかに、①により発注者から示された割合を参考にして実績変更対象額に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式2)を作成し、監督職員に提出する。

③ 1)⑤に同じ。

④ 1)⑥に同じ。

⑤ 1)⑦に同じ。

⑥ 1)⑧に同じ。

以上

実績変更対象費に関する実施計画書

費目		費用	内容	計上額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通 仮設 費	営繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)			
	小計					
現場 管理 費	労務 管理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						